

事故ゼロへ トライ重ねる ワンチーム

(令和3年度危険物安全週間推進標語)

今日、石油類をはじめとする危険物は、ガソリン、軽油、灯油などの燃料のほか、塗料、プラスチック、化学繊維などの原料として、事業所等において幅広く利用されるとともに、私たちの生活に深く浸透しています。しかし、危険物はひとたび取扱いを誤ると多くの生命や財産を一瞬のうちに奪ってしまう恐れがあり、その安全確保の重要性はますます増大しています。

このようなことから、危険物関係事業所における自主保安体制の確立を図るとともに、市民の危険物の保安に関する意識の高揚及び啓発を推進するため、令和3年6月6日(日)から12日(土)までの一週間を「危険物安全週間」、令和3年6月1日(火)から30日(水)までの1か月間を「大阪府危険物安全月間」とされています。

◆消毒用アルコールの安全な取扱いについて◆

新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、手指の消毒等のため、消毒用アルコールを使用する機会が増えています。一般に消毒用アルコールは、消防法の危険物第四類アルコール類に該当するものが多く、次のような性質を持っています。

- 火気に近づけると引火しやすい。
- アルコールから発生する可燃性蒸気は空気より重く、低所に滞留しやすい。
- アルコールに引火した炎は見えにくく、引火しても気づかないことがある。

そのため、ご家庭や事業所などにおいて消毒用アルコールを使用する場合には、火災予防上の注意事項を守り、安全に取り扱ってください。

○火災予防上の注意事項



① 消毒用アルコールを使用するときは、火気の近くでは行わないようにしましょう。



② 室内の消毒や消毒用アルコールの容器詰替えなどにより、アルコールを使用する場合には、通気性の良い場所や換気が行われている場所で行いましょう。



③ 消毒用アルコールの容器を設置・保管する場所は、直射日光が当たる場所や高温となる場所を避けましょう。また、容器を落下させたり、衝撃を与えないようにしましょう。



④ 消毒用アルコールを容器に詰め替える場合は、漏れ、あふれ等に注意し、容器には「消毒用アルコール」「火気厳禁」の表示をしてください。

◆ガソリンの危険性について◆

ガソリンは私たちの生活において、自動車の燃料等に用いられる、なくてはならないものです。普段何気なく取り扱っているガソリンですが、消防法上の危険物第四類第一石油類に該当する、文字どおり危険な物質です。

万が一、その貯蔵または取扱い方法を誤れば、火災や爆発などの甚大な被害を及ぼす恐れがあります。

○ガソリンの性質

ガソリンは引火点が非常に低く、マイナス40度でも気化します。つまり、常温でも常に可燃性のガスを発生させているということを意味しています。また、小さな火源でも爆発的に燃焼する性質を持っています。火気厳禁はもちろんですが、離れた場所にある思わぬ火源（静電気・衝撃の火花等）により引火することもありますので、取扱いには十分な注意が必要です。

○ガソリンQ&A



Q1 灯油用のポリタンクでガソリンを運搬・保管することはできますか？

A1 できません。容器の変形や膨張による破損、静電気の蓄積による発火等の可能性があり、非常に危険です！

Q2 ガソリンはどのような容器で運搬・保管すればよいのでしょうか？

A2 ガソリンを運搬・保管する場合は、消防法令に適合した容器（性能試験において基準に適合したもの）を使用しなければなりません。危険物保安技術協会の性能試験にクリアした金属製容器には試験確認済証の表示がされています。また、UN表示がされている金属製容器も消防法令に適合しています。なお、この表示のない容器であっても自主的に性能試験を行っている場合もありますが、試験確認済証の表示のある容器の使用を推奨しています。



Q3 セルフ式のガソリンスタンドで自らガソリンや軽油を容器に詰め替えることはできますか？

A3 できません。

セルフ式のガソリンスタンドで自ら行えるのは、給油設備から自動車等の燃料タンクに直接給油する行為、及び灯油を入れるための注油設備から容器に詰め替える行為のみです。

セルフ式のガソリンスタンドでガソリンや軽油を容器に詰め替えたい場合は、お店の従業員に相談してください。



お問合せ先
高槻市消防本部
予防課
危険物規制チーム
072-674-7984